平成２２年（フ）第２２９１号
横浜市中区住吉町２丁目21番地　プラウド横濱関内903号室
債務者　松崎　弘嗣
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３０９号
横浜市鶴見区潮田町３丁目143番地１　高川荘202
債務者　玉那覇和明
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３３３号
神奈川県大和市西鶴間２丁目25番23号
債務者　渡邊　卓也
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３９８号
横浜市港南区日野２丁目20番１号
債務者　寺川　美樹
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４４２号
横浜市磯子区磯子２丁目８番12号　ハイツふくみⅡ―202号
債務者　高野　文江
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４８７号
神奈川県綾瀬市落合北４丁目17番18号
債務者　能登谷久栄
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４８８号
横浜市港北区日吉６丁目13番２―304号
債務者　今澤　鐘一
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４９６号
神奈川県茅ヶ崎市出口町12番65号　スカイハイツ202
債務者　奥田　邦夫
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５１１号
横浜市中区簑沢109番地27
債務者　青池　雅子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５１８号
神奈川県茅ヶ崎市出口町12番65号　スカイハイツ202
債務者　奥田　一子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５３２号
横浜市都筑区中川５丁目32番２号　坂本荘201号室
債務者　鈴木　康雄
補助人　林　　薫男
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５３６号
横浜市磯子区下町７番10号　フォレスト根岸201号
債務者　岸　　洋一
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後４時30分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１３号
熊本県八代市奈良木町354番地１
債務者　福田　沙織（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時　熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第２４９５号
横浜市青葉区あかね台１丁目13番地14
債務者　上野　健造
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５１号
川崎市中原区井田２丁目15番１―703号
債務者　藤村　信夫
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６２１号
愛知県豊田市西中山町猿田61番地９
債務者　男澤　雅代
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後１時30分　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係